

事務連絡
令和6年1月30日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

令和6年能登半島地震におけるがれきの撤去等の作業での感染対策について

令和6年能登半島地震にかかる感染症対策については、「令和6年能登半島地震にかかる感染症予防対策等について」（令和6年1月1日付厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）及び「令和6年能登半島地震における避難所や高齢者施設等でのノロウイルス感染症対策について」（令和6年1月8日付厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、健康・生活衛生局食品監視安全課連名事務連絡）でお示したところです。

今般、被災地での被災者支援や復旧・復興活動の本格化に当たり、がれきの撤去等の作業に従事する際に特に注意すべき感染症（破傷風、創傷関連皮膚・軟部組織感染症、レジオネラ症等）への対策について、改めて下記及び別添リーフレットのとおり周知しますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、被災地域を含まない地方自治体におかれましても、今後の参考とされますよう本事務連絡を送付します。

記

- ・ マスクの適切な着用を含む咳エチケット及び手指衛生、また体調不良時の活動の中断など、一般的な感染対策を励行すること。
- ・ 創傷を負う可能性がある作業に従事する場合は、事前に破傷風ワクチン（沈降破傷風トキソイド）の接種を検討すること。
- ・ 創傷に由来する破傷風等の感染を防ぐため、長袖・長ズボンの着用に加え、丈夫な手袋や底の厚い靴を着用するなど、肌を露出しないよう注意すること。
- ・ 土ほこりが目や口から入ることがないように、ゴーグル及びマスクを着用し、作業後には手洗いを行うこと。
- ・ なお、特に粉じんを吸入するおそれのある作業については、防じんマスクを着用すること（取替式または使い捨て式防じんマスク区分2以上（DS2/RS2以上、N95マスク相当）の適切な装着が推奨される。）。

（参考）

- ・ 令和6年能登半島地震に関する感染症関連情報（国立感染症研究所 HP）
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/disaster/12445-saigaikiji-2.html>